

制度改正に伴う専門家派遣等事業

# 働き方改革個別相談会

2020年4月から、働き方改革関連法の時間外労働規制のルールが中小企業に対しても適用されています。また、パートタイム・有期雇用労働法が施行され、「同一労働同一賃金」の規定が整備されました。(中小企業については、2021年4月1日適用) 就業規則の規定や運営管理方法、取り組み事例紹介、新型コロナウイルスに関する助成金など、課題解決に向けた相談会を是非ご利用ください。

働き方改革の推進に取り組もうとする  
事業主をサポートします。

**秘密厳守・相談料無料**

## 【開催日時】

8月26日(水)	13:00~16:00	相談時間は30分~1時間程度
9月29日(火)		

【場 所】 羽島商工会議所

【相談員】 こんどう労務年金事務所 特定社会保険労務士 近藤義博 氏

【相談料】 無 料 【秘密厳守】

【要予約】 前週金曜日までに下記へお電話にて予約時間と簡単な相談内容をお知らせください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、ご来場の際はマスクの着用、入場時のアルコール消毒にご協力をお願いします。37.5℃以上発熱の方はご遠慮ください。

お問合せ・予約先

〒501-6241 羽島市竹鼻町2635番地

羽島商工会議所 中小企業相談所

TEL 058-392-9664 FAX 058-392-6708 e-mail: info@hashima-cci.or.jp

※お知らせいただいた個人情報は、本相談会に関する事務連絡以外には使用いたしません。